省　令

○国土交通省令第十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十八号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年三月八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第五条第六項」を「第五条第九項」に改める。

第一条の二の三中「第五条第六項」を「第五条第九項」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

第一条の三第一項第一号ロ(3)中「建築主事」の下に「又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」を加え、同条第四項第一号ハ(2)、第八項及び第十一項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第一条の四（見出しを含む。）並びに第二条の二第一項第一号ロ(2)及び第五項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第三条第一項第一号ロ(2)中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条第七項中「建築主事」を「建築主事等」に改め、「申請書（」の下に「第一項の規定による確認の申請書にあつては第一面が別記第十三号様式に、第二項の規定による確認の申請書にあつては」を加え、「をいう。」を削る。

第三条の三第一項中「、第四項第一号ハ(2)を「中「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」とあり、並びに同条第四項第一号ハ(2)に改め、「、第十項」を削り、「「建築主事」とあるのは」を「「建築主事等」とあるのは、」に改め、同条第二項及び第三項中「「建築主事」とあるのは」を「「建築主事等」とあるのは、」に改める。

第三条の八中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第三条の十中「あるのは」を「あるのは、」に改める。

第三条の十三第二項中「建築主事及び確認検査員」を「建築主事等及び確認検査員又は副確認検査員」に改める。

第四条第二項及び第四条の二第二項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第四条の三の二第一項中「建築主事等」を「検査実施者」に改める。

第四条の四の二中「「建築主事」とあるのは」を「「建築主事等」とあるのは、」に改める。

第四条の五第三項及び第四条の八第二項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第四条の九第一項中「建築主事等」を「検査実施者」に改める。

第四条の十一の二中「「建築主事」とあるのは」を「「建築主事等」とあるのは、」に改める。

第四条の十二第三項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第四条の十六第一項中「建築主事を置く」を「建築主事等を置く」に、「建築主事が」を「建築主事等が」に、「、建築主事」を「、建築主事等（当該認定の申請に係る建築物又は建築物の部分が大規模建築物又はその部分に該当する場合にあつては、建築主事）」に改め、同条第二項及び第五項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第七条第一項、第八条第三項及び第八条の二の見出し中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第十条の六の次に次の一条を加える。

（建築基準適合判定資格者の登録資格）

第十条の六の二　法第七十七条の五十八第一項の国土交通省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　建築審査会の委員として行う業務

二　学校教育法による大学（短期大学を除く。）の学部、専攻科又は大学院において教授又は准教授として建築に関する教育又は研究を行う業務

三　建築物の敷地、構造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査の業務（法第七十七条の十八第一項の確認検査の業務（以下この号及び第十条の九の二において「確認検査の業務」という。）を除く。）であつて、確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要するものとして国土交通大臣が定めるもの

第十条の八第一項中「による申請」の下に「（一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者の申請に限る。）」を加え、「建築基準適合判定資格者登録簿」を「一級建築基準適合判定資格者登録簿」に、「「登録簿」」を「「一級建築基準適合判定資格者登録簿」」に、「一級建築基準適合判定資格者登録証」を「一級建築基準適合判定資格者登録証」に、「「登録証」」を「「一級登録証」」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、前条の規定による申請（二級建築基準適合判定資格者検定に合格した者の申請に限る。）があつた場合においては、登録申請書の記載事項を審査し、申請者が建築基準適合判定資格者となる資格を有すると認めたときは、法第七十七条の五十八第二項の二級建築基準適合判定資格者登録簿（以下「二級登録簿」という。）に登録し、かつ、申請者に別記第五十二号の二様式による二級建築基準適合判定資格者登録証（以下「二級登録証」という。）を交付する。

第十条の十第二項中「登録証」を「一級登録証又は二級登録証」に改め、同条第三項中「登録簿」を「一級登録簿又は二級登録簿」に、「登録証」を「一級登録証又は二級登録証」に改める。

第十条の十一から第十条の十三までの規定中「登録証」を「一級登録証又は二級登録証」に改める。

第十条の十四第一項中「その登録簿」を「一級登録簿又は二級登録簿」に改める。

第十条の十五中「登録証」を「一級登録証又は二級登録証」に改める。

第十条の十五の六中「第十条の八」を「第十条の八第一項及び第三項並びに」に改め、同条の表第十条の八第一項の項中「前条」の下に「の規定による申請（一級建築基準適合判定資格者検定に合格して前条の登録を受けようとする者の申請に限る。）」を、「第十条の十五の四」の下に「の規定による申請」を加え、同項の次に次のように加える。

第十条の八第三項	前二項	第一項